

られました。そして、それとともに、お手元の法例をごらんになるとおわかりになりますように、法例は片仮名文語体で書かれております。この片仮名文語体の表記を、国民にわかりやすいものとするため、平仮名口語体に改める必要があるとの指摘がされております。

このような背景のもとに、平成十五年一月五日に、法務大臣から法制審議会に対しまして、法例の現代化を図る上で留意すべき事項について御意見を賜りたいとの諮問が出されました。この諮問を受け、法制審議会に国際私法（現代化関係部会）が設置され、同部会で活発な審議がなされ、その結果決定されました国際私法の現代化に関する要綱案が平成十七年九月六日の法制審議会で採択され、同日、法務大臣に答申されました。法の適用に関する通則法案は、この要綱に基づいて立案されたものでございます。

では、法案の内容に入りたいと思います。

法案は法例の全面的改正を目指すものでございまますので、平成元年に改正された部分及び同改正では対象となつていない部分、物権、相続、遺言などでございますが、それについても審議会では検討されました。検討の結果、おおむね現行法を基本的に維持するという態度がとられておりま

て、これは三条に規定がござります。

と呼ばれております。しかし、これは、自國中心と言つていい規定でござりますので、内外國法を平等に扱うという國際私法の理念に反するという批判がございました。そこで、法案の四条一項は、行為地が日本であろうと外国であろうとそれにかかわらず、行為地における取引の保護を図るという規定になつております。お比べいただければと思います。

的には重要な幾つかの変更が含まれております。ちょっと飛びますが、法案七条では、現行法例によれば、七条同様、当事者に準拠法の選択を認めておりません。審議会では、この点に異論はございませんでした。

判のある法例七条一項の行為地法主義を改めまして、法案の八条は、契約と最も密接な関係がある関係地、今後最密接関係地と申しますが、この最密接しかし、この最密接関係地法を個別的に探求するには大変困難でございますので、法案八条の二

項で、この場合には特徴的給付の理論に基づいて、ちょっと耳にならない言葉かと思いますが、契約に特徴的な給付をすべき者の常居所地の法、これを当該法律行為について最も密接な関係がある地の法と推定しております。

類型を他の契約種類から区別する基準となる総付のことでございます。例えば、売買契約では、買主の代金支払い義務は他の契約一般にも見られますので特徴的給付ではなく、売り主の物の引き渡し義務が特徴的給付となります。もつとも、不動産を目的とする法律行為につきましては、この

所在地法を当該法律行為の最密接関係地法と推定しておられます。

な法が選ばれてしまう”ということが生じます。現行の法例には、この点についての手当てはございません。そこで、弱者保護の観点から、法案には、消費者契約における消費者保護及び労働契約における労働者保護に関する特則が設けられております。

まず、消費者契約につきましては、消費者にとつて最も身近な法であつて、なじみの深い法は、消費者の常居所地の法であります。そこで、消費者の常居所地の法が消費者に与えている保護を消費者が受けることができるようについて考え方から、法案では、消費者契約の成立及び効力並びに方式の準拠法について特則を設けまして、その第十一條で、たゞえ消費者の常居所地法ではない法が消費者契約の準拠法として選択されたとして

も、消費者は、その常居所地法が消費者保護について定めている強行法規の適用を主張することができる」とし、準拠法の選択がない場合には、消費者の常居所地法によることにしております。しかし、この消費者保護の規定には次のような例外がございます。つまり、これは、原則に対す

る例外である消費者保護規定にさらに例外を設けているわけでござります。この場合の例外は、いわゆる能動的消費者と言われる消費者、つまり、自分の意思で国境を越えて事業者の事業所の所在地で契約を締結したり、履行のすべてを事業所の所在地で受けるような消費者のこととござります。

約には消費者保護規定を適用しないということを、このように前駆的消費者が総合する消費者契約法の第十一項は定めております。このよ
うな消費者者にも常居所地法上の保護が与えられるということになりますと、国内でのみ事業を行つ
ているような事業者ますが、国外からやつてくる

ばならないということで、事業者にとつて酷ではあると考えられるからであります。

ただし、このような場合でも、事業者が消費者の常居所地に向けて熱心に勧誘をしたような結果、契約の締結や契約のすべての履行が事業者の

事業所の所在地で行われたような場合には、その原因が事業者にあることから、この場合の消費者は消費者保護規定の適用の対象としております。ちょっととやこしいところでございますが、そういうことになつております。

ことができる事が定められております。そして、準拠法の選択のない場合も、特徴的給付の理論に基づく最密接関係地法の推定を行わず、この推定を行いますと労働者の常居所地法ということになってしまいますが、労働者の常居所地法は必ずしも労働契約と密接な関係を有するとは限りま

せんので、労務給付地をこの最密接関係地法と規定することにしております。

隔地的不法行為のような場合には、法例十一条が規定する「原因タル事実」の発生地が加害行為地なのか結果発生地なのか明らかでないため、解釈上争いがござります。法案の第十七条では、不法行為の制度を損害補てんに重点を置くものとして、原則として結果発生地去によるということに

しかし、すべての場合に結果発生地法を準拠法を
とした場合に明瞭化しております。

なお、ここは問題の箇所ではございますが、法例十一条二項及び三項の規定がございますが、これは特別保留条項と言われているものでございまして、学説上は過度に内国法を優先しているとして批判されており、審議会でも実は議論が分かれて

約におきましてこれを特徴づける給付がある場合には給付者の常居所地法、あるいは不動産については不動産所在地法を最密接関連地法と推定するということになつております。

今回のこの法案の改正は、今日の契約類型の多様化、現代化、特に国際取引における契約の内容と行為地との関連性の希薄化ということに照らしますと、これらに適用される法として、契約に最も密接な関連を有する地の法を準拠法とするということについて、実務的な違和感はありません。また、特徴的な給付につきまして、この推定をすることについても、反証を許さないものではありませんので、実務的に受け入れ得るものというふうに考えております。

次に、消費者保護の特例について意見を述べさせていただきます。

消費者契約の特例につきましては、消費者契約そのものが、いわば事業者との力関係や約款の使用によりまして、消費者にとっては一方的に不利な準拠法の選択が行われる可能性があります。消費者契約の準拠法につきまして一定の消費者保護規定を置く立法例も見られるところでありますので、消費者保護については、密接な関連地の強行法規である消費者保護法をいわゆる絶対的な強行法規、必ず適用される強行法規として、合意された準拠法のいかんにかかわらず適用すべきであるという立場もあります。

しかし、これにつきましては、絶対的強行法規の概念につきまして、一般にその存在を認められてはいるものの、具体的にどのような内容になるのかということは、必ずしも一義的には明らかではありません。また、消費者契約の場合には、密接関連地の消費者保護法の適用の有無が類型的に問題となり得るものにつきましては、あらかじめその範囲や適用要件を明確にしておくことが望ましいというふうに考えます。

他方で、いわゆる優遇原則、すなわち、裁判所が当事者の法的主張を待たずして、合意された準拠法と消費者の常居所地法との間の、それぞれの争

点ごとに消費者に有利な方を適用するという考え方も有力に主張されています。日弁連意見書に併記しました日弁連内の消費者問題対策委員会は、この主張を提言としています。

しかし、日本の裁判実務を前提にしました場合、あらゆる争点についてそれぞれの準拠法における要件効果をすべて比較するということの実務上への負担は、裁判所にとって重いだけじゃなく、消費者を含む当事者にとって過重なものになりますと、これらに適用される法として、契約に最も密接な関連を有する地の法を準拠法とするといふことについて、実務的な違和感はありません。また、特徴的な給付につきまして、この推定をするといふことでも、反証を許さないものではありませんので、実務的に受け入れ得るものといふふうに考えております。

次に、消費者保護の特例について意見を述べさせていただきます。

消費者契約の特例につきましては、消費者契約そのものが、いわば事業者との力関係や約款の使用によりまして、消費者にとっては一方的に不利な準拠法の選択が行われる可能性があります。消費者契約の準拠法につきまして一定の消費者保護規定を置く立法例も見られるところでありますので、消費者保護については、密接な関連地の強行法規である消費者保護法をいわゆる絶対的な強行法規、必ず適用される強行法規として、合意された準拠法のいかんにかかわらず適用すべきであるという立場もあります。

しかし、これにつきましては、絶対的強行法規の概念につきまして、一般にその存在を認められてはいるものの、具体的にどのような内容になるのかということは、必ずしも一義的には明らかではありません。また、消費者契約の場合には、密接関連地の消費者保護法の適用の有無が類型的に問題となり得るものにつきましては、あらかじめその範囲や適用要件を明確にしておくことが望ましいというふうに考えます。

労働契約につきましては、労働契約による準拠法選択がなされた場合でも、その結果が適用されるものとし、最も密接に関連する地の法律として労務供給地の法律が推定されるとしておりります。これも、本法案十二条はこれと整合してありますので支持したいと思います。

不法行為に関する準拠法の見直しにつきましては、不法行為の原則的連結として、加害行為の結果が発生した地の法によるとしております。これも日弁連意見と同じであります。また、例外といつしまして、その結果の発生が通常予見されることのないときは加害行為地であるといふうことのないように思っています。

しかし、日本の裁判実務を前提にしました場合、あらゆる争点についてそれぞれの準拠法における要件効果をすべて比較するということの実務上での負担は、裁判所にとって重いだけじゃなく、消費者を含む当事者にとって過重なものになりますと、これらに適用される法として、契約に最も密接な関連を有する地の法を準拠法とするといふことについて、実務的な違和感はありません。また、特徴的な給付につきまして、この推定をするといふことでも、反証を許さないものではありませんので、実務的に受け入れ得るものといふふうに考えております。

次に、消費者保護の特例について意見を述べさせていただきます。

消費者契約の特例につきましては、消費者契約そのものが、いわば事業者との力関係や約款の使用によりまして、消費者にとっては一方的に不利な準拠法の選択が行われる可能性があります。消費者契約の準拠法につきまして一定の消費者保護規定を置く立法例も見られるところでありますので、消費者保護については、密接な関連地の強行法規である消費者保護法をいわゆる絶対的な強行法規、必ず適用される強行法規として、合意された準拠法のいかんにかかわらず適用すべきであるという立場もあります。

しかし、これにつきましては、絶対的強行法規の概念につきまして、一般にその存在を認められてはいるものの、具体的にどのような内容になるのかということは、必ずしも一義的には明らかではありません。また、消費者契約の場合には、密接関連地の消費者保護法の適用の有無が類型的に問題となり得るものにつきましては、あらかじめその範囲や適用要件を明確にしておくことが望ましいというふうに考えます。

他方で、いわゆる優遇原則、すなわち、裁判所が当事者の法的主張を待たずして、合意された準拠法と消費者の常居所地法との間の、それぞれの争

は、不法行為の原則的連結として、加害行為の結果が発生した地の法によるとしております。これも日弁連意見と同じであります。また、例外といつしまして、その結果の発生が通常予見されることのないときは加害行為地であるといふことのないように思っています。

以上、簡単でございますが、意見を述べさせていただきました。（拍手）

○石原委員長 どうもありがとうございました。

以上で参考の方々の御意見の開陳は終わりました。

をするかということを中心して検討しております。

○柴山委員 ありがとうございます。

それでは、法案の中身について具体的にお伺い

していただきたいと思います。

今回、日弁連の方から、特に消費者契約ですと

があるいは労働契約ですか、弱者保護の問題に

ついては大変な御关心をお持ちだったと伺っております。

特に消費者を対象とした不法行為につい

て、より消費者に有効な形での準拠法を選択でき

ないかというお取り組みがなされたところも評価

をさせていただきたいんすけれども、その一方で、労働契約に関しては、これは割とすんなり

と、労務提供地を労働契約に最も密接に関係する

地の法という形で推定をなさっているというか、

そういう法案になつております。

EUでもそういった定めがなされてい

ること、消費者のところでも

日弁連さんが御提案されたように、例えば労働者

の常居地、さまざまなものの中から、労務

者に一番有利なものを選ぶ自由を認めるべき

ではないかという主張も恐らく考えられるところ

持つていて、それで働くかせるというようなこと

も当然考えられるわけとして、消費者のところで

日弁連さんが御提案されたように、例えば労働者

の常居地、さまざまなものの中から、労務

者に一番有利なものを選ぶ自由を認めるべき

法の選択についてお伺いしたいと思います。

今回、非常に大きな考え方の変更があつたわけ

で書かれている例えはFOB契約ですか、ある

とか、必ずしも行為地が明確でないというような

事例がありましたので、これを契約に密接に関係

する地という形に変えているわけですね。ところ

が、これはこれでやはり非常に適用に難しい問題

が出てくる部分もあるんじゃないかなということが

で、以下、ちょっと具体的に事例を挙げて質問さ

せていただきます。

先ほど鳥居先生の方から御説明のあつた、例え

ば賣買契約。売買契約の場合は、物の給付を行う

ということが特徴的な給付だよというのはわかる

んですけども、例えは消費貸借契約ですね、お

金を貸します、借りますと。日本の法制では、お

金を貸すというところは契約の内容になつていな

いんですね。これは要物契約として契約の成立要

件にはなつていませんけれども、あくまでも、債権

債務の関係としては、貸した後のお金を返すとい

うところが債務の内容となつてゐるわけです。そ

うなると、日本の法律では、お金を借りた人が一

方的に貸し主に対してお金を返さなければいけな

いということが債務の内容になつてゐるわけです。

そうなると、給付というのは、お金を借りた方

が貸した方に對してこれを渡さなければいけな

い、返さなければいけない。だから、これが特徴

的な給付になるのかということですね。あるいは、

は、準消費貸借契約という類型があります。これ

は、例えは賣買契約によつて、代金債務を貸し金

債務に切りかえるというような場合ですね。こう

した場合に、果たして特徴的な給付というのは一

体どういう考え方をすればいいんだろうかという

ことについて、鳥居先生、ぜひ伺いたいと思いま

ります。

○柴山委員 ありがとうございます。

それでは、一般的の法律行為につきましての準拠

は、実は大変難しいところがございまして、今、

被害者が生産物の引き渡しを受けたということ

質問者の方が言われましたような問題点はござい

ます。したがいまして、特徴的な給付があると言

える場合についてはこの推定を行ふことになるわ

けでございますので、それが非常に不明確である

場合には推定は効かない。推定でございま

すから、反証ができるということをございます。

○柴山委員 鈴木先生から、もし今の事例につい

て何か補足されることがあります。

○鈴木参考人 不明確な点につきましては、判例

が集積あるとかによつてこれから明らかにさ

れていくと思いますが、今の御質問の例でいきま

すと、消費貸借契約自体の弁済は金銭の弁済にす

ぎないということです。特徴性がないんじゃないかと

いうのもありますけれども、恐らく締結された時

点で、例えば債務者の資産であるとか債務者の責

任財産の状態であるとか、そういつたその時点に

おける最も密接に関連する場所というものは比較的

容易に見出せるのではないかと思います。

従前の場合ですと、それを行為地という概念で

やつておりましたので必ずしも明確ではなかつた

ということでありまして、今回の法律である密接

関連地という概念の方がより便宜にかなつて

いるのではないかと思います。

○柴山委員 ちょっと事前にいろいろと勉強させ

ていただいた範囲では、むしろ逆に、例えはお金

を貸すという契約の場合は、貸し主、要するに債

権者ですね、債権者の貸す行為 자체を何か特徴的

な給付と考える考え方もあるというように聞いて

おりますので、このあたり、本当に基本的な類型

の契約なわけですから、混乱が起きないような形

で今後運用がされ、また解釈が積み重ねられていく

ことが必要なのではないかというようになります。

例えば、日本の労働者が日本におきまして外国

の企業との間で労働契約を締結して、準拠法が外

国法になるという場合もあるかと思います

が、その場合でも労務提供地である日本の保護を

受けるということを念頭に置いております。

○柴山委員 ありがとうございます。

それでは、一般的の法律行為につきましての準拠

は、実は大変難しいところがございまして、今、

被害者が生産物の引き渡しを受けたということ

の認定が、例えば、被害者の方が第三国で、全く

被害者に本来縁もないような地で引き渡

しを受けて、それを自分の国に持つて帰つて使

う。そして、自分の国で、例えはどんでもない製

造物の欠陥によつてけがをしたというような場合

に、本当に、たまたま購入した第三国、縁もゆか

りもない国の法律で、これを日本の裁判所なりが

判断するということが妥当なのかどうか。具体的

に予見可能性の縛りももちろんあるとは思うんで

すけれども、こうした原則についての妥当性につ

いて、もう少し笑つ込んで御説明をいただければ

と思います。

○鳥居参考人 今おっしゃいましたようなことが

起つたわけでございます。したがいまして、例え

ば、全く思いもかけない、要するに、ある国で、

男性の方でしたらひげそりの機械をお買いになつ

て、それをまた旅行によつて全然別の国で使つて

いるときには故障が起きてけがをした、そういうよ

うな場合というのは当然考えられるわけでござい

ます。

○鳥居参考人 今おっしゃいましたようなことが

起つたわけでございます。したがいまして、例え

ば、全く思いもかけない、要するに、ある国で、

男性の方でしたらひげそりの機械をお買いになつ

て、それをまた旅行によつて全然別の国で使つて

いるときには故障が起きてけがをした、そういうよ

うな場合というのは当然考えられるわけでござい

ます。

○柴山委員 ちょっと事前にいろいろと勉強させ

ていただいた範囲では、むしろ逆に、例えはお金

を貸すという契約の場合は、貸し主、要するに債

権者ですね、債権者の貸す行為 자체を何か特徴的

な給付と考える考え方もあるというように聞いて

おりますので、このあたり、本当に基本的な類型

の契約なわけですから、混乱が起きないような形

で今後運用がされ、また解釈が積み重ねられてい

くことが必要なのではないかというようになります。

例えば、日本の労働者が日本におきまして外

国法になるという場合もあるかと思います

が、その場合でも労務提供地である日本の保護を

受けるということを念頭に置いております。

つかどうかということについて鈴木先生にお伺いします。

あと債権譲渡で、先ほど鳥居先生の方から、集合債権譲渡等のニーズがそんなに大きくなかったりじゃないかという御指摘がありました。債権 자체が一体となって譲渡される場合には、債権それぞれの準拠法が違うような場合には、やはり譲り渡し人の例えは居住地、常居地等をフォーラムとするようなことも考えられてしかるべきではなかつたのかと思うのです。

以上二点について、鈴木先生、御意見があればお願いします。

○鈴木参考人 まず、先ほどの生産物の引き渡し地の問題でございますが、例外としまして、通常予見することができない場合には、生産業者等の主たる事業所の所在地法になる。それでもだめな場合、それでも不都合のある場合というものが、恐らく明らかにより密接な関係がある地がある場合といふうに考えるのがいいかと思います。

例えば、今、外国の生産しましたエスカレーターが日本で生産物のゆえに事故を起こしたという場合を考えたらよろしいと思うんですが、このような場合には、事故に遭つた人は決してエスカレーターの引き渡しを受けているわけではございません。そうしますと、一体どこがより密接な関係がある地かといふうに考えますと、恐らくおのずと答えが出てくると思います。

それからもう一つ、債権譲渡の準拠法に関する御指摘でございますが、おつしやられましたように、恐らく集合債権譲渡の場合のことも想定した上で、譲り渡し人の常居所地を一つの準拠法としてどうだらうかという意見もありました。ただ、集合債権譲渡の場合に、全部譲渡人と同じくする場合は限りませんで、それぞれの債務者がまた異なつておりますので、譲渡債権そのものの準拠法というのは必ずチェックしなければいけないということで、いろいろ考へました結果、日弁連といたしました。

○鳥居参考人 法例という名称でございますが、もう既に御承知かと思いますけれども、これは、考へたわけでございます。

○柴山委員 本当は、この後、身分法について鳥居先生に詳しくお聞きしたかったんですけれども、大変残念なんですが、持ち時間が終了してしまいました。すばらしい法律の改正の内容だと思いますので、しっかりと支えていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○石原委員長 次に、石閑貴史君です。

○石閑委員 民主党的石閑貴史君です。おいでいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど、るる御意見をいただきましたけれども、まず、この法例という名称の変更について、先生方お二人にそれをお尋ねをしたいと思いま

す。

先ほど、るる御意見をいただきましたけれども、まず、この法例といふうに言葉を使つていて、先生方お二人にそれをお尋ねをしたいと思いま

す。

先ほどの御意見の中でもありましたし、明治三十一年以来、百年以上続いてきた法律であるとい

うことであります。今回の改正で、法の適用に關する通則法、こういった名称になるということであ

りますが、ある意味、こういった非常に歴史的

ある伝統的な法律の名称を変えるということにつ

いては、先生方におかれましても、いろいろな感

概ですとか御意見を特にお持ちではないかなといふうに思います。

今回の改正に当たって、法例の名前を残した方がいいのではないか、こういった意見が出されたというふうにも聞いております。また、特にこの法例の一条と二条、一条については法律の施行時期であり、二条については慣習法の規定でございます。

この法例といふうに言葉は、別にこの法例だけではなく、明治三十二年の商法の總則の中でも通則の意味で用いられておりましたし、それから、刑法の中でも用いられておりました。しかし、この刑法中の法例は平成七年の刑法改正の際に、商法の方の法例は昨年の商法改正の際に、どちらも通則に改められております。

そこで、この法例といふうに言葉は確かに同じ深く、私ども大変親近感を持つております、これがなくなるというのは残念とは思いますが、一般的の人々には非常にわかりにくいといふうに言います。そこで、これを口語的に直しますと、もともとの由来からいつて、法の適用に関する通則といふうに述べておりましたように、ここで言うとがございます。そこで、これを口語的に直しますと、もともとの由来からいつて、法の適用に関する通則といふうに言います。しかし、現在の法例の一条と二条がそのまま残つておりますので、そういうことになるのかなと。

ただし、これは審議会で審議したことではございませんので、このようにお答えしていいのかどうか、私は自信がございませんが、一応そういうことではないかと思います。

したがいまして、本法案自体は、国際私法の実務の流れを尊重して、これに混乱をもたらすことなくその現代化を図つておられるというふうに評価できることかと思います。

○石関委員 引き続き、鈴木先生にお尋ねをしたいと思います。

この法改正によって不法行為の準拠法が見直されることになった、このことに関して、特にわかりやすく事例を挙げて実務的な御説明をいただけますと、名譽毀損の事例については後ほどまたお尋ねをしたいと思いますので、それ以外の部分でわかりやすく御説明いただければと思います。

○鈴木参考人 先ほど、途中までお話しさせていただきましたが、例えばヨーロッパのある国で製造されたエスカレーターがあるとします。そのエスカレーターが日本に輸出されまして、日本のデパートに設置された。そのエスカレーターに乗った子供がそれによって事故を起こされたという事案を考えてみたいと思います。

この場合には、子供とエスカレーターの製造メーカーとの間には契約関係がございませんので、まず不法行為というものの成立が考えられることがあります。

今回の改正されました法案によりますと、結果発生地法ということでございますので、日本法が適用になるというふうに言えると思います。たゞ、このエスカレーターが日本に輸出されることを知らなかつた、とても日本向けの輸出品ではなかつたという場合には、日本に行くことを予測しないなかつたということでございますので、加害者であるエスカレーター製造国の法律が適用になるというふうに考えております。

その意味では、これまで不法行為につきましては、原因事実発生地ということで大きな解釈論争がありまして、個々の事件ごとに何回も膨大な解釈論争をしていなければいけなかつたんですが、今回の改正によりまして、まず原則が決まりまして、例外も決まりましたので、そういう意味では争点が簡便化したというふうに言えるのではないかと思います。

○石関委員 それでは、引き続き鈴木先生にお尋ねをしますが、特に名譽毀損の関係についてお尋ねします。

先ほど、名譽、信用毀損の特例ということで御意見もいただきました。報道の自由という観点からのお慮りも必要であるということで御意見をちょうだいいたしましたが、特にこの名譽毀損の事例について御意見をいただければと思います。

○鈴木参考人 これは私が取り扱った事例でござりますが、ある日本の出版社が日本語で月刊誌を編集して出版しております。その一部が外国に渡りまして、アメリカで、その記事によって名譽を毀損されたという被害者が出てまいりました。そして、日本の裁判所で、どこの法律が適用になるのかということが論争になつたわけです。

今回の法案では、被害者の常居所地ということになつておりますので、日本語で主に日本で出版された場合であつても、被害者が外国に住んでいらっしゃるという表現もされているということになります。

ただ、出版の自由といいますか、報道の自由の観点からいって、ある場合には、その出版の地の法律によつて認められるところまで名譽毀損の成立を限定すべきだという考え方もあるかと思いますので、日弁連の意見としましては、この点についてはあえて新しい特例を設ける必要がないという意見でございました。

○石関委員 同じ名譽毀損の関係で、鳥居先生にお尋ねをしたいと思います。

審議会の中で、モザイク理論というんでしようか、個別の侵害結果の発生地ごとにその地の法を適用するということをモザイク理論と呼ばれていらっしゃると思います。このことについても検討がされた

ほど申し上げましたような理由で、その地の法律を適用するということに落ち着いたわけでござります。

モザイク理論というのは、全部の不法行為をするに、例えばイギリスでもアメリカでも日本でも中国でも、名譽毀損が伝わつたすべてのところで不法行為が成立するということになるわけですが、ありますから、これは非常に複雑になつてしまいまして、実務的に機能しがたいだらうというふうに考えられたわけでございます。

○石関委員 それは、鳥居先生にお伺いをします。今回の改正後の課題、引き続き残る課題といつては、杉浦法務大臣も参議院における答弁で積み残しという表現もされているということでありますが、今後どのように取り組んでいくべきだとお考えでしようか。

○鳥居参考人 知的財産権については随分いろいろ議論がございましたけれども、少なくとも、現状ではまだ立法の中に取り入れるということは時期尚早であろうという結論になつて、今回は取り入れおりません。

けれども、これは非常に、現在さまざまなもので研究もなされておりますし、日本でも、WIPOといいますか、いろいろな知的財産関係の業界とか研究者とかが今なお研究を続けておりますし、また条約でも考へられると思ひますので、そちらの方で今後検討していただきたいというふうに考えております。

○石関委員 それでは、時間になりましたので、最後のお尋ねをお二人にさせていただきたいと思います。

我が国の法律について、準拠法としては国際的にどの程度の評価をされているのか、日本の法律の競争力というか、これについてのお二人の御意見をいただきたいと思います。

競争力という意味で、例えば、準拠法として我が国の法律がなかなか選ばれなくなつてきていて、結局は、被害者の常居所地というものが、先

傾向があるということや、他国が法制をつくると同時に日本の法律をなかなか参考してくれない、こういった指摘もあると伺っておりますが、そういう意味での日本の法律の競争力が落ちているのではないかという指摘について、お二人の御意見をいただきたいと思います。

○鳥居参考人 競争力という意味がちょっとよくわからないわけでございますが、日本法が使われるという意味でございましょうか。

○石関委員 先ほど申し上げたように、準拠法として我が国の法律が選ばれなくなつてゐるところ、他国が法制をつくるときに日本の法律を参考しないくなる傾向があるのでないか、こういうことです。

○鳥居参考人 必ずしもそつとは言えないのですが、多分皆さんも御存じかと思いますが、法整備支援というのを日本はやつておりますし、特に東南アジア系の国々の立法につきましては積極的にそれを支援するということが行われております。これは公的にも、それから例えば大学がそういうものに取り組んでいるという場合もございますので、そういう点では当然日本法が影響力があるだろうと思いますし、選ばれないというのがどういう意味かわかりませんが、客観的に準拠法が定められている場合には、日本がその客観的に定められた準拠法の所属地という、要するに、例えば契約、この場合は行為地と言つてもよろしいかと思いますが、それが日本であるというような場合には、は当然選ばれるわけでございます。選ばれないといふのは当事者自治の場合のことをおつしやつてゐるのかなと思うのですが、その場合には、日本法をやはり必要な場合には選んでいるだろう、私は実務について余り詳しく述べんが、そうだろうと思います。

そして、もし選ばれないということの一つの理由に日本語の難しさというのがあるとすれば、それは日本語を、世界的に通用するような言葉に日本

思つております。少なくとも英語にしよう、日本語の英語化ということもやはり考えられておりまして、幾つかの主要な法令については既に英訳文がございます。そういう意味では、私は必ずしも競争力が落ちているというふうには思つております。

○鈴木参考人 まず、日本法が選ばれるかどうか
というのは、主に準拠法の選択の場合に一番鋭く
あらわれると思います。その場合に、日本の企業
と外国企業との交渉、結果成立する契約の場合
日本法が選ばれるということは、半々までは行か

ないにしても、決して少ないとは言えません。それは恐らく日本の企業の力も強いということにもよると思いますし、金融取引が円建てで行われる場合を想定していただければおわかりだと思いますが、さまざまな要因の中から日本というのが選

ばれると思います。
ただ一つ、おっしゃるように、競争力が弱いと
いうのは、考えるとすると、全然違う国同士の契
約において、第三国法として日本法が選択され
るということが余りないというふうに言えます。例
えば、私どもとアメリカとの交渉のときに、両方
で契約が詰まってしまったときにイングランド法
にするとか、そういう場合がござりますけれど
も、全然違う国同士で日本法が第三国法として指定
されるというところまではまだ至っていないので
はないか。

ただ、これからアジアとの取引がどんどんふえてまいりますので、その中で日本法が指定されるという場面も必要であるでしょうし、ますます増加させたいというふうに考えております。

○石関委員 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

○石原委員長 次に、伊藤涉君。
○伊藤(涉)委員 公明党的伊藤涉でございます。
本日は、本当に御多忙の中、当委員会のために
時間をいただきまして、ありがとうございます。
早速、質問に入らせていただきます。
この通則法という法律、私も専門家ではござい

ませんので、こういった法律の存在すら、正直、今回の審議まで存じ上げなかつたのが実情でござります。そういう意味で、一般的にはそういった方もたくさんいらっしゃると思います。こういった法律は、詳細にわたつては当然専門家の方だけが御存じであればよいかと思うんですが、一般の方にも最低これぐらいは知つていた方がいいんじゃないか、そういうような御意見があれば、まず冒頭、お聞かせいただきたいと思います。両先生にお伺いします。

○鳥居参考人 大体、今回の改正は財産法中心でございますので、一般の市民では、国際的な取引とかそういうものに関連している方にとりましては、例えば先ほどの契約の準拠法とか生産物責任に関する準拠法とかというのは大変重要なものだと思いますので、それは当然知つておかれるべきであろうと思いますし、大企業の法務部などはそのことは大変よく御存じでいらっしゃいまして、ちゃんと対応していらっしゃると思います。

それとは違いまして、一般の市民ということになりますと、これはむしろ身分法の方に、要するに婚姻とか離婚とか、そういうことの方に多く出てくると思います。御承知のように、非常に多くのいわゆる国際結婚というのが行われておりますて、日本人が外国人と結婚する場合、あるいは結婚していた国籍の違う夫婦が離婚する場合というのは、非常に多うございます。そちらのニーズが高かつたということ、そちらの準拠法の整備が必要とされるという二ニーズが高かつたということです、現在問題としております改正に先駆けて、平成元年の法律、要するに法例の改正が行われたのでございますが、それは婚姻と親子に関するでございました。

そういうことでございまして、例えばそれぞれ国籍の違うAさんとBさんが日本で結婚した場合に、有効な結婚をするにはどうしたらいいかというようなことは、むしろ一般の市民の方にはかなり身近な問題ではないかと思います。

それから、国際結婚というのは残念ながら割合

に破綻しやすいものでございまして、そういう場合に、一体、離婚の場合にはどの法律によつて離婚したらいいのかなどというような問題も出てくると思います。そういう意味では、むしろそういうた身分關係の方は一般の市民に身近な法律だと言つていいのではないかと思ひます。

ただ、そこで決まる法律が非常に特異な場所の法律の場合には、今回の法案にはつきりしておりますように、最密接関連地法が適用になるということをございますので、実務的には、合意される法律だけではなくて、それよりも最密接関連地法がないかどうか、このチェックは必要になるかと

○鈴木参考人 今、日本に住んでおられる日本の方を中心に、国際私法といいますか法例の改正がどういう意味をもたらすかということで言いますと、一つは、やはり消費者保護ということで、日本を常居所地としておられる日本人の方について

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。
次に、法律行為についてお伺いします。

は、法例の適用上は日本の保護規定が適用になるようになつてゐるというのも、一つ大きな指摘ができる点かと思います。

あと、もう一つは、不法行為の問題でございま
すが、先ほど申しましたように、日本で事故が発
生するたびに、必ず損害賠償の問題が提起さ
れてくることは、よくあります。

がなければ行為地法を準拠法とする。そもそも、今の現行法で、当事者の合意、選択がないときに行行為地法をとるとしたのはなぜだったのか。また、現在では、これは今までと重なるところですが、この行為地法によるという規定で

生した場合、結果発生地ということで日本法が適用になるだろう。これは非常に大きな原則論でございまして、たくさんの例外がありますので必ずそうなるというふうに言えませんが、その二つは指摘できるのではないかと思います。

○伊藤(涉)委員 続いて、参議院の参考人質疑の中では、経済界の方の御意見として、大企業の実務、特に契約実務では、法例を意識するという局面は余りない、なぜなら、諸外国の企業との間などで国際取引を行う際には、どこの国の法を適用するかという準拠法はあらかじめ合意をし、契約

どのような問題が発生をしているのか。この点について、両先生の御意見をお伺いしたいと思います。

○鳥居参考人 行為地というのは、もともとは、契約が発生するのは契約をした場所であるという考え方に基づいているかと思います。要するに、契約を締結しなければそもそも契約はないというところからその行為地というのが出てきたのだと思いまますし、実際に、行為地は、日本の判例を見てみますと、少なくとも古い判例におきましては大変大きな機能を果たしてきておりまして、ただ単に

書に規定をしているからだというような意見がございました。

行為地というだけではなくて、行為地というの
は、ほとんどの場合、契約と大変密接な関係があ
る場所であつたということが言えるわけでござい
ます。

しかし、昨今のような状況になりますと、必ず
しも行為地が契約に密接な関係がある地とは言え
ません。

○鈴木参考人　ただいまの御意見を拝聴しておりますと、恐らく契約交渉をして、準拠法をどこに決めるかということで決めてしまえばもうそれでおしまいになつてしまふので、そこから先は国際私法上の問題は起きないとということだと思います。

ないという状況が生じております。
そうすると、法例の現在の規定では、まず、そ
の一項で、当事者自治の原則、というのは当事者
の意思に従つて準拠法を決めるということでござ
いますので、当事者の選択の意思が不明な場合に
は行為地によるということになるのでございます。

が、それで、明示の準拠法の指定と申しております
が、当事者が明らかに準拠法を指定していない
場合に、直ちに行方地法に行つてしまふと、非常
に偶然的な行為地というものが準拠法になつてし
まいます。例えば列車の中で契約を締結したと
か。

そういうことから、そういう不都合な場合に、いろいろと細工といいますか工夫をいたしまして、当事者自身の、要するに一項の方で、默示の意思の探求という名前の、要するに明示的には準拠法は指定していないけれども、默示的に当事者はこの法律を指定したということで、実際には最密接関係地法を適用するということだが、そういう判例もございまして、また、学者の方もそのようなことを言つておられるという状況がございます。

しかし、それが次第に高じてきますと現実に当事者が全然考えもしなかつたような法律を当事者が意図した法であるというような、いわゆる架空のものでござりますね、フィクションの意思というものを意思だとして、意思はなかつたんですから本当は意思ではないにもかかわらず、フィクションによつて準拠法を決めるということが起

○鳥居参考人 これは先ほど鈴木参考人が言われましたように、優遇比較というのは非常に裁判上でも大変だし、当事者にも大変だということで、当事者の主張にゆだねた方がいいのではないかといふ結論になりましたして、そちらの、当事者が自己による有利な消費者の常居所地法の強行法規を主張するということになつたわけでござります。

確かに、実際にすべてを比べてみて、こちらの方が消費者に有利だという判断の方が消費者に有利のようには見えるかもしませんが、先ほどの鈴木参考人の意見にもございましたように、それをいたしますところの問題点がございましたの

確かに、実際にすべてを比べてみて、こちらの方が消費者に有利だという判断の方が消費者に有利のように見えるかもしれません。先ほどの鈴木参考人の意見にもございましたように、それをいたしますところの問題点がございましたので、こういうことになつたわけでございます。

（鉄道書籍）表半所にてての沿線を知つた
でその検討をしなければいけないということに

なりますと、当事者もそれに応じて負担が過剰になります。当事者には消費者の当事者も含まれま

すので、その点について、多少簡便な方法といいますか、便宜な方法としてこの方法が選ばれました。

た。 仕事で一泊二日で、宿泊料金は三万

また逆に、裁判所の方にもある程度の、精明主義といいまして、法律について探索することが行

われますので、その中でバランスがとれるのでは
ないかというふうに考えております。

○伊藤(涉)委員 最後に、鳥居先生にお伺いします。

がある場合にそれが排除されるのは、公序といつて別の項目によるところでありまして、最密接関連法ではございませんので、修正させていただきたいと思います。

されたかによって、その度合いに応じて消費者の保護規定の適用の有無が決まる。最終的に勧誘という言葉でそれが定義されているんですが、具体的な勧誘、この法律をつくるに当たって、勧誘という言葉のイメージを最後に教えていただきたいと思います。

○鳥居参考人　ただ一般的に広告を出したというのでは勧誘にはならないということをございまし

先ほども少しお話しいたしましたけれども、行為能力に關しまして四条で規定しております、その第一項は「人の行為能力は、その本国法によつて定める。」としております。

この本国法というのは、今ではそういう言葉は余り使わないかもしれません、日本ではこれは属人法と言われております、その人の身に帯びた法律、その人がどこに行つても適用されるような、その人に密接な関係がある法律のことを属人法と申しておられます。この本国法を日本でよみへ

法と日本とおなじで、この本国法が日本でい 屬人法、これは、英米のように住所、日本の法の住所とはちょっと違いますが、というように考えていいる国もございますが、大陸諸国とか日本は、伝統的に本国法を属人法としていたわけです。したがいまして、属人法が適用されるということは本人の保護につながるという考え方がその基礎にござ

いします。

ますと、例えば、日本にやつてきた外国人が日本の小売店で買ひ物をこなす場合に、その人の

のノモ店で買い物をしたことがあります。その人の年齢がよくわからない。わかつても、例えばバス

ポートを見せてもらつてわかつたといったしまして
も、その人が本国で一体成年年齢に達しているの

かどうかということがわからない微妙な場合といふのはござります。

そのときに、お店の方がそれを一々調べて、こ

の人は行為能力者だから大丈夫だ、だから売りましょうというようなことは、なかなかできがたい

ことでございます。一応行為能力があると思つて、大丈夫だと思つて売つたところが、それが実

はまだ本国法による未成年者であつたということ

になりますと取引の安全が害されます。そのために無効になつたり取り消されたりするというこ

とが起きますと、取引の安全が害されます。
そこで、取引の安全を守るためには、これは法

例三条の一項でございますが、日本で取引をした場合二は、日本上場会社行う手続を指す

場合には、日本法で法律行為能力があれば行為能力者とみなす、そういう規定を設けたわけでござ

す。 います。 これは内国取引保護の規定でございま

しかし、これは自國の取引だけを考えているわけでございまして、広く一般に、世界的に見て取引の安全を考えているという規定ではないわけでございますね。そのためには、行為地、一般的の取引保護を考へる規定の方が望ましいということは從来から言わされておりました。そこで、日本が批准した条約に基づいてできました手形・小切手法に関するでは、ここに國際私法規定が最後についておりますが、そこでは、これは行為地法によるところふうになつております。

そのことから、今回は、この内国取引保護主義の規定というのはやめまして、一般的に取引保護を考える、すなわち、日本であろうと外国であろうと、行為地において行為能力があれば行為能力者として扱うべきではないか、そういう規定に変えたわけでございます。

○照屋委員 次に鈴木参考人にお伺いしますが、国際私法の現代化に関する要綱中間試案に対する日弁連の意見書を読みました。

法例が制定されたのは明治三十一年、今から百年前のことになります。この間、社会現象あるいは紛争類型が多様化、複雑化していることは言うまでもありません。また、交通手段、情報通信技術の発展、国際的紛争の増加など、国際私法の重要な法源である法例の改正は必要だと私も考えておりますし、社会民主党も賛成であります。

先ほど、鈴木参考人が御意見を述べた中で、日弁連の中に、個人の利益保護をもつともっと重視すべきだと意見もある、こういうことでしたかね。通則法については日弁連としても賛成であります、こういうふうに受け取つてよろしいんでしようか。

○鈴木参考人 日弁連の意見としましては、通則法について大宗において賛成であるというふうに受け取つていただいて結構でござります。

ただ、日弁連の中にはさまざまな委員会がございまして、例えば、この通則法に関係しまして

は消費委員会あるいは労働法制委員会といふところからも意見を徴しております。消費者委員会の場合は、先ほど議論になりましたが、いわゆる優遇原則を適用して、常に消費者にとって有利な法律を適用するような法律にならないだろ
うか、こういう提言がなされておりますが、これについては、さまざまなもの検討の結果、日弁連としてはこの法案でよろしいという意見になりました。
なお、労働法制委員会の方は、労働契約の特例につきまして意見を提出しておりますが、労働契約の特例についてはこれで賛成であるという意見を徴してお
ります。

るいは戸籍制度の信頼性維持との関連で何か実務上の具体的な問題が発生するでしょうか、そのことをお伺いします。

○鳥居参考人 十六条のただし書き同様、今の法例ですと十三条三項のただし書きでございますが、それにも私は反対でございます。

これは日本人条項と言われているものでござります。この場合はかなり深刻な事件がございまして、それは、当時、法例が改正される前でございましたから、婚姻の方式というものは、日本で挙行した限りは日本法によるということになつてお

○石原委員長 私も日弁連の会員の一人ですので、鈴木参考人にもつとまことにありがとうございました。時間が参りましたから終わりたいと思います。

きょうは、両参考人、ありがとうございました。
○石原委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

この祭 暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

○石原委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
午後一時開議

午前に引き続き、内閣提出、参議院送付、法の

適用に関する通則法案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。枝野幸男君。

で、もともと読みにくい文章でもありましたし、実は二十年近く前、私はなぜか司法試験の法津

選択科目に国際私法を選びまして、なぜ選んだか
というと、教科書が一番薄くて、条文が一番少な

いという非常に合目的的な理由だつたんですけれど、その解釋がこの二つともして二つとも、

ともその分解群にゆたねられている。しかも解釈にゆだねられている割には判例の集積がなか

なかできない分野であるということですので、これをできるだけ整理するという今回の法改正の趣

旨というものは、大変望ましいことだというふうに受け取らせておきたいと思います。

は受けとめております
これは通告していないのでお答えはいいんです

が、まず、実は、法の適用に関する通則法という法律名に法例を変える、法例という呼び方もよく

わけがわからないんですが、僕はこれはいわゆる
基本法^{二二三}、ま十の^二、別三^二、民法^二、商法^二

基本法かと思ひますので

は消費委員会あるいは労働法制委員会といふところからも意見を徴しております。消費者委員会の場合には、先ほど議論になりましたが、いわゆる優遇原則を適用して、常に消費者にとって有利な法律を適用するような法律にならないだらうか、こういう提言がなされますが、これにつきましては、さまざまなもの検討の結果、日弁連としてはこの法案でよろしいという意見になりました。なお、労働法制委員会の方は、労働契約の特例につきまして意見を提出しておりますが、労働契約の特例についてはこれで賛成であるという意見を徴しております。

○照屋委員　鳥居参考人にお伺いをします。

同じように「ジュリスト」の「国際離婚におけるいわゆる日本人条項」と題する論文を読みましたのが、同論文で指摘をする現行法例十六条ただし書きの問題点並びに法の適用に関する通則法との関連で、実務上の具体的な問題点を詳しく御指摘の上、御示いただければありがたいと思います。

○鳥居参考人　実務上といいますと、実は、戸籍などではこの条項があるがために大変便利であるなどではこの条項があるがために大変便利であるということになつております。

しかし、これは、私の立場といたしましては、日本人であれば、日本人が日本に常居所を持つていれば日本法によつて離婚ができるということをございますので、外国人である相手の立場を考えた場合に、これは公平ではないのではないかとうふうに考えております。

しかし、大変残念ではございますが、審議会で、この日本人条項は要らないのではないかといふ意見は私ほぼ一人でございまして、大方の賛同が得られず、また、実務的には大変重要な機能を有しているということござりますので、今回の法案ではそのまま残つてゐることでござります。

○照屋委員　最後に、鳥居参考人に、現行法例十三条三項のただし書きは通則法でも実質的な変更ではないと私は理解をしておりますが、この現行制

○鳥居参考人 十六条のただし書き同様、今の法例ですと十三条三項のただし書きでございますが、それにも私は反対でございます。

これは日本人条項と言われているものでござります。この場合はかなり深刻な事件がございまして、それは、当時、法例が改正される前でございましたから、婚姻の方式というものは、日本で挙行した限りは日本法によるということになつております。ところが、夫の本国の方式は満たしていませんでした。だから自分は婚姻が成立していると思つていた。それが、実は、日本法上の届け出がなかつたということで、女性は日本人であったわけでございますが、その婚姻が成立しなかつた。そして、結局、夫が死亡したとき、夫といいますか、これが最も大変難しい問題ですが、ともかく、自分が相続人になれると思っていたところが、有効な成立が存在していなかつたということで相続ができなかつたという事件がございました。

そういうこともありまして、要するに、この日本人条項があるために、では、この問題は平成元年の改正でこれが改まつたかというと、今、条文をごらんになればおわかりのように、改まつてはいないわけでございますね。ですから、やはりこれは、当事者の平等の観点からも、また公平の観点からも改めるべきであると私は思つております。

これは一応議論にはなりましたけれども、やはり実務的にはこの条文が必要である、日本人については必ず正確にそれを戸籍に記載すべきであると、非常に戸籍を大切に考えられておりますので、それはそれで大変大きなメリットでございますし、日本の戸籍制度というのは世界に誇れるべきものだと私も思つておりますが、そういうことからか、やはり余り賛同を得られることなく、こういう形になつてゐるわけでございます。

○照屋委員 私も日弁連の会員の一人ですので、鈴木参考人にもつともっとお聞きをしようとしたが、時間が参りましたから終わりたいと思います。

さきょうは、両参考人、ありがとうございました。

参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後一時開議

○石原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、参議院送付、法の適用に関する通則法案を議題といいたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 今回、法例の全面改正ということでもともと読みにくい文章でもありましたし、実は二十年近く前に、私はなぜか司法試験の法律選択科目に国際私法を選びまして、なぜ選んだかというと、教科書が一番薄くて、条文が一番少ないという非常に合目的的な理由だったんですねけれども、その分解釈にめだねられている、しかも、解釈にゆだねられている割には判例の集積がなかなかできない分野であるということですので、これをできるだけ整理するという今回の法改正の趣旨というものは、大変望ましいことだというふうに受けとめております。

これは通告していないのでお答えはいいんですが、まず、実は、法の適用に関する通則法という法律名に法例を変える、法例という呼び方もよくわけがわからぬんですが、僕はこれはいわゆる基本法だと思いますので、例えば民法とか商法と

卷之三

か、できるだけ基本法の部分のところは「に関する」とかをつけないで、一言で短くできる呼び方の方がいいのかなと。かといって、国際私法というのを法律の題名につけるのもなにかなと思いますし、ここは悩まれたのではないかというふうに思いますが、今後、この法律あるいはこの法律分野についてどういう呼び方をしていくのかというのはちょっと悩ましいなと思うながら、まずは質問に入させていただきたいと思います。

まず、三十八条関係、本国法の意義についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っています。

これは、三十八条では、本国法の決め方に付ては一応のルールが書いてあります。本国法の定義はこの法律には書いていないと思うのですが、本国法とは何であるのかということをまずお尋ねします。

○杉浦國務大臣 枝野先生は国際私法を選択されたそうですが、私は選択しなかつたもので余り詳しく述べません。

先生おつしやつたとおり、法例といながら、事実上、国際私法についての通則法だという、実質上、中身はそうなつておるわけございます。

この名前をわざわざ長くしたのも、起案する者としては随分悩んだと思います。国際私法の通則以外のものも入っておりますからこうなつたんじやないかと思いますけれども、実質上は国際私法にかかる部分が大部分でございますので、この名前もやむを得ないかなと思つて次第であります。

お尋ねの点でございますが、本国法というのは、多くの場合は国籍を有する国の法となるわけでございますが、例外がございまして、三十八条以下、規定されておるわけでございます。

まず、三十八条一項によりますと、当事者が二つ以上の国籍を有する場合には、規定されているとおり、国籍の一つが日本の国籍であれば日本法が本国法となりますし、いずれの国籍も日本の国籍でなければ、国籍を有する二つ以上の国のう

ち、当事者が常居所を有する国の法が本国法となることがあります。したがって、二つ以上の国籍を持つておつても、規定される本国法以外の法は、いわゆる国籍を有する国の法であつても本国法とはならないわけでございます。

また、三十八条二項本文によりますと、当事者が無国籍の場合には、その常居所地法が本国法となるわけでございます。

また、三十八条三項と第四十条に規定されておりますけれども、当事者が地域的または人的な不接な関係がある地域の法が本国法となるわけでございます。したがいまして、国籍を有する国が例えはアメリカ合衆国というような連邦であると

か、あるいは人的不統一法國、例えばインドであつても、例えは回教徒については回教法を適用するというような規則があればそれが適用される

わけで、その国の法自体が本国法となるわけではございません。

そのように、本国法は、人の身分とか能力を規律するいわゆる属人法としてふさわしい法が指定されておるところでございまして、国籍を有する

国の中では常に一致するわけではないわけでございます。

○枝野委員 ただ、今三十八条の規定を御説明いたしましたが、三十八条を見ても、一項は国籍が二つある、二項は国籍がない、三つ目は国籍の

ある国の法制度がちょっと特殊であるということです。それで、いざれにしても、本国法というのは国籍を連結点としている制度であるというのは、条文上、自然な見方ではないかというふうに思つております。

その上で、お尋ねをしたいのは、台湾の皆さん、台湾に住み、あるいは台湾の陳水扁総統の統治下に国籍があるといいますか、この皆さんの本

○杉浦國務大臣 台湾の人々につきましては、今までの法例においての解釈があつたわけであります。したがって、二つ以上の国籍を持つておつても、規定される本国法以外の法は、いわゆる国籍を有する国の法であつても本国法とはならないわけでございます。

国際私法上、考え方としては複数ございまして、一つは、国際私法においては、外交上の承認のあるなしとは関係なく、中国の状態を二つの国家が存在するものと見て、それぞれの国の国籍法によって二重国籍になる場合には、重国籍者の本

国法の決定の問題として処理するという考え方があります。したがいまして、国内に二つの政府が存在するものと見て、それぞれの国が存在するものと見て、それらの支配地域に独自の法を有する

地域的不統一法國類似のものと見まして、本法案三十八条三項を類推適用するというような考え方もあるわけでございます。

いずれにしても、準拠法の指定は、国際私法における外交上の承認の有無とは関係がないと解

されておりまして、台湾出身の方については、国際私法上は、台湾において台湾の法が実効性を有する問題でございまして、一般に国家または政府

に対する外交上の承認の有無とは関係がないと解されておるところでございまして、国籍を有する

国の中では常に一致するわけではないわけでございます。

○枝野委員 ただ、今三十八条の規定を御説明いたしましたが、三十八条を見ても、一項は国籍

が二つある、二項は国籍がない、三つ目は国籍の

ある国の法制度がちょっと特殊であるということです。それで、いざれにしても、本国法というのは国籍を連結点としている制度であるというのは、条文上、自然な見方ではないかというふうに思つております。

ただ、法制度でありますから、どういう根拠で

か、そもそも、台湾、中華民国国籍ということを前提に物事を組み立てるのか、それとも、三十八条三項の類推というか、三十八条三項的な位置づけでやるのか、どちらの考え方もあるというお話をいたけれども、これは少なくとも行政としてはどうらかに整理しなきゃいけないんじゃないかな

と思うんですけども、どうなんでしょうか。

○杉浦國務大臣 先ほど申し上げました法例についての解釈は、既に定着していると申しますか、根づいていると申しますか、安定して解釈されておりますので、そのことを法律上明記するまでの実務上の必要性はないということから、今回の法例になつたんだと思います。

台湾出身の方々については、先ほど、考え方とおどろかに整理しなきゃいけないんじゃないかな

と思うんですけども、どうなんでしょうか。

○枝野委員 法例というか国際私法は専門家が余りいらないというか、ですから、普通に台湾の皆さんがこの新しい法律を直接見るという人がどれくらいいるかということはありますけれども、論理的には、例えは日本におられる台湾の皆さん、たくさんおられるわけで、自分が日本国内において裁判をしなきゃならないような、特に婚姻関係にかかるところ、まさに本国法で規定されるわけですが、せざるを得なくなつたというときに、何法が適用されるんだろうと思つてこの条文を見たら、おれはどうなるんだということになりかねないんだと思うんですね。

○枝野委員 当然、台湾法が適用されなければいけないと私は思っています。また、そのことは国際関係上の国家としての承認ということとは全く別次元で決められる、これも非常に正しいことだというふうに思つております。

ただ、法制度でありますから、どういう根拠で決めるのかということ、実際上、それが一番適切、合理的だから台湾法を適用していますといふことは説明にならないと思うんですね。従来の法例は非常に古い法律ですから、やむなく解釈で

いるのか、事實上、台湾法を適用してきたということがございますが、せつかく新しい法をつくる

わけですから、今、三十八条と関係なくという

ことでは説明にならないと思うんですね。従来の法例は非常に古い法律ですから、やむなく解釈であります。しかし、日本にとって事實上最も、あるいは、中国・北京の政府を承認していく台北の政府を承認していないというこの国際政治上の関係について変更すべきであるという考え方ではありませんが、しかし、日本にとって事實上最も、ある意味では親日的であるし、将来にわたつて日

す。

規定としては、日本法により認められる損害賠償その他の処分に限られるというふうになつておられます。この規定は、一番典型的が、我が国の公序に反するとされております懲罰的損害賠償について、第四十二条の公序規定の適用をまつまでもなく、定型的にその請求を否定することができるといった点に意義があるわけでございます。

そして、この規定が、懲罰賠償であるかどうかといった処分の種類のみに適用されるのか、損害賠償の計算方法や限度額についても適用されるのかという点については、現行法例においても議論があるところでございます。

そういったことを考えますと、損害賠償については、その方法のみならず、賠償額の計算方法や限度額についても、「認められる」に当たるかどうかに幅はあるものの、本条項の適用を排除するものではないと解することが趣旨に合致するものと考えております。今までの法例の運用においても、そういった解釈がなされたものと承知しております。

○枝野委員 今の点と、それからこの一項、そもそも、外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは請求できないという要するに内国法優先の規定についてはいろいろな意があります。

私は、我が国の公序良俗に反するような請求を認め、そして例えば、それに基づく損害賠償といふことは日本の裁判所がするということは避けなければならないというか、適切ではないであろうということは非常によくわかりますから、こう

た趣旨の規定が必要であるということ自体は否定をいたしません。しかし、今大臣もみずからおっしゃられましたとおり、そもそもその点は、四十二条で、一般的に外国法の適用が日本の公序良俗に反する場合というのは、これを排除する規定が存在をしているわけであります。

実は、この公序良俗違反は排除するというのと二十二条とは若干違いがありまして、二十二条一項では、「日本法によれば不法とならないときは」という要件なんです。公序良俗ではじかれるのは、日本の公序良俗に反するときは。つまり、日本法によれば不法とはならないけれども、その請求を認めることができないということが日本の公序良俗に反するところでは言えないというすき間はあると思うんですよ。それから、請求の中身、処分の中身についても、日本法により認められる処分でなければ請求することができないというところと、日本の公序良俗に反する請求はできないというところにやはりすき間はあるんだと思うんです。

る国もある。日本の計算の仕方をすれば、それは
ちょっとと、そんな損害賠償の請求を認めることは
できない、だけれども、その国の趣旨を考えれば
ば、日本法に基づいて計算したよりちょっと上乗
せするところまでは日本の公序良俗には反しない
なんということは十分にあり得るわけですね。
そうすると、実はこの二十二条の規定の仕方自
体を、そもそも置かないで、全部四十二条で処理
をすれば足りるとも言えますし、あえて、特に不
法行為については公的側面が強いということで確
認的に置くとしても、規定の仕方は、公序良俗に
反するときははというところで要件にして、そのす
き間のところについては、本来の連結点の準拠法
を尊重するという姿勢をとる方が、国際私法の基
本的な理念、考え方からして適切ではないか、こ
う思うんですが、いかがでしょうか。

○杉浦国務大臣　先生の御指摘は極めて適切だと
思います。

四十二条の規定は、一般法と特別法と申します

か、公序良俗違反について網をかぶせた面、この二十二条第一項の留保条項は一般法に対する特別法的な面があると思いますが、同時に、先生のおっしゃったようなすき間がございまして、すき間をカバーしているということも言えるのではないかと思います。

この特別留保条項は、基本的に不法行為に関する規範が公の秩序に関するものであることを理由にして設けられたものですけれども、現在においては、不法行為責任についての実務的な意見可能性を確保する観点からも重要な規定だと考えられております。また、国際私法の分野において、不法行為の問題が非常に量的にも多い分野でございます。ですから、四十二条の公序規定で、これも公の秩序に関する規定である意味では特別留保条項と共通しておるわけですが、特別留保条項とはその機能する場面と範囲が少し異なつてゐる面もあるわけでございます。

すなわち、四十二条の規定は、ある法律関係の準拠法として外国法が指定された、その準拠法を

事案に適用した結果、我が国の公序良俗に反するという最後の局面におきまして、その適用結果を排除するものであります。

これに対して特別留保条項というのは、外国法が不法行為の準拠法として指定された場合でも、我が国では不法行為とならない行為に基づく請求でございますとか、我が国では不法行為の効果と認められない処分を請求するということは、必ずしも公序良俗に反するほどの不法性はなくとも、許されないとしているところでございます。先生のおつしやったすき間を埋める部分もあるということであります。

このように、特別留保条項は、公序規定よりも前の段階で機能を発揮して、しかも、機能する範囲も広く、また、不法行為責任についての実務的な予測可能性をより高める機能を果たしていると、言つてよいかと思います。

したがいまして、公序規定があるから特別留保条項は要らないのではないかということにはならぬ

性などについて、そもそもが、原則的な
準拠法の決定に当たって、十七条では、「その地
における結果の発生が通常予見することができな
いものであったときは、加害行為が行われた地の

○杉浦國務大臣 先生のような御意見も十分あります。検討の過程でもいろいろあつたようですが、経済界からは、強く、削除しないでほしいという要望があつたというふうに聞いております。

実際の取り扱いとしては、先生おっしゃつたとおり、日本の裁判所は、このような規定、あるいは四十二条であつても、あるいはこの特別留保条項を設けたからある意味では明確になつたと思いますが、日本の公序良俗に反するような請求を認めないだらうということは、私もそのように思つております。

○枝野委員 僕は、経済界がぜひ残してくれと言つたということ自体が、余りよくわからないで困ると言つてもらうんだつたらいいんですけれど僕は思つたんですが、ちゃんとわかつて、それは困ると言つてもらうんだつたらいいんですけれども、何かイメージとして、とにかく自分たちの責任が重くなりそうな話は初めから反対するみたいな硬直的な姿勢があつて、ここも、十七条できちと、結果発生地が連結点であつても、その地における結果の発生が通常予見することができないときは除外されているんですから、一般的にといいますか、問題ないんすよね、予見可能性という観点からは。

経済界の皆さん、日本の製品は世界じゅうで使われるわけですから、いろいろなことを心配する、自分が全然知らない国でどんでもない損害賠償の額が認められるようなことになつたら困るとかという心配をするのであれば、むしろ、この十七条の結果発生が通常予見することができないものであったときの意味、解釈をきつと限定するといふか広目に見る、そういうことをするべきなのであって、ちょっとこの特別留保条項のところでというのはピントが外れていると実は私は思つております。

だからといって、この法案に反対するというわけじゃありません。特にこれを聞いていらっしゃ

る法務省の皆さんには、今後もこういった話はあります。検討の過程でもいろいろあつたようですが、日本の公序良俗が意図しない、そして予想できないような結果を生じないたで、ここはそのずれている一つの明確な大きなポイントだろう。むしろ、日本の経済界が意図しないためにということであつたら、十七条の規定ぶりとあふうに思います。

さて、次に、婚姻の効力は二十五条で書いてあります。夫婦の氏について、国際結婚などの場合、準拠法はどの規定でどういうふうに決まるんでしょうか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

婚姻に伴う夫婦の氏の変更に関する準拠法の問題につきましては、本法案は、現行の法例と同様に、特段の規定を置いてはおりません。

この問題につきましては、まず、婚姻に伴う夫婦の氏の変更の問題は、氏名権という夫婦それぞれの人格権に関する問題であることから、夫婦それぞれについてその本国法によって決定すべきであるとする見解があります。この見解に従いますと、夫婦の氏につきましては、夫婦それぞれの本国法が準拠法となります。

これに対しまして、夫婦の氏の変更是婚姻という身分変動の効果として生ずるものであることから、婚姻の効力の準拠法によって決定すべきであるとする見解もあります。この見解に従いますと、夫婦の氏につきましては、本法案第二十五条により、夫婦の本国法が同じ場合にはその本国法が準拠法となります。

この点につきましては諸外国の立法例等も分かれおりまして、本法律案においては、現行法例と同様に、明文の規定を設けることなく、解釈に

ゆだねることとしております。

しかしながら、行政当局としましては、氏の問題を身分行為の効果として身分行為ごとに別の準拠法に従うとするのは適当ではなく、夫婦の氏のイントだろう。むしろ、日本の経済界が意図しない、そして予想できないような結果を生じないためにということであつたら、十七条の規定ぶりとあふうに思います。

さて、次に、婚姻の効力は二十五条で書いてあります。夫婦の氏について、国際結婚などの場合、準拠法については、夫婦それぞれについてその本国法によるべきものとする考え方が適当であると考えております。

○枝野委員 今の、つまり、条文はないけれども、解釈としては、夫婦の氏というのは、身分行為の結果のことという側面よりも個人の人格権につながる話である、こういう側面の方が大きいんだということに基づいて解釈をしているというお

答えになるんだというふうに思つんですが、なぜその思想を我が国の民法の改正に当たつて貫かなんですか。

○杉浦國務大臣 先生は選択的夫婦別姓を推進しておられるお立場で御質問されていると思いますけれども、政府としては、選択的夫婦別氏に対する反対の姿勢をとる場合に、外国人夫婦における氏が同一でないことをどう考えるかについて申し上げることは差し控えたいと思います。

ただし、日本人と外国人の夫婦において、一方の氏と他方の家族名と異なる結果をもたらすような外国法の適用結果が国際私法上の公序に反するとして、本法案第四十二条によりこれを排除する解すべきであるとは考えておりません。

○枝野委員 先の方の答弁を読んでいただいたようですが、丁寧に説明いたしましたと、まさに私たち、個人の氏を含めた名前というのは個人の人格権にかかるような話であるから、個人ごとに自己決定権があるはずである、したがつて、結婚した場合にどういう氏を名乗るのかといふことにしても、最終的な決定権はそれの個人が決めればいい、したがつて、結婚したときに、これは日本の最近の伝統、あえて最近のと言いますが、わずか百年余りの最近の伝統としては夫婦同じ氏にしたいという人はそうしたらいけれども、自分はそうじゃないことをしたいという人

ゆだねることとしております。

しかししながら、行政当局としましては、氏の問題を身分行為の効果として身分行為ごとに別の準拠法に従うとするのは適当ではなく、夫婦の氏のイントだろう。むしろ、日本の経済界が意図しない、そして予想できないような結果を生じないためには、今おっしゃつた夫婦の氏についての国際私法的な我が国としての従来の解釈とむしろぴったりと合致をすることになるわけですね。

これに反対する皆さんは、そんなことを認めた

ら日本の公序良俗が崩れるとかということをおつしやるわけですけれども、しかし、現行の法例、従来からの法例に基づいても、今度の、今のおつしやつた解釈によつても、一方が日本人である国際結婚をした夫婦で、日本が常居所地であるといふ夫婦であつても、相手の国が別姓原則であれば別姓になる、あるいは別々にそれぞれの国の中法で決まるわけですから、夫婦で同じ氏にならない。つまり、日本の国内において、日本を常居所地とし、日本法を本国法とする夫婦であつても、夫婦別姓というのは現実的に現行法でもう認めているわけですね、従来から法例において。もし部分的でも夫婦別姓を認めるに日本法の公序良俗が崩れるというんだつたら、法例ができたときから崩れています、こういうことになるわけですね、大臣。

これについては、従来の氏を名乗り続けるという個人の人格権を認めて何ら問題がないということをずっと申し上げてきておるんですけど、そういう考え方方は、今おっしゃつた夫婦の氏についての国際私法的な我が国としての従来の解釈とむしろぴったりと合致をすることになるわけですね。

この点につきましては、諸外国の立法例等も分かれおりまして、本法律案においては、現行法例と同様に、明文の規定を設けることなく、解釈に

○枝野委員 大臣とこれ以上詰めてもしようがないだろうと思うんですが、理屈を申し上げれば、日本人はすべからく、すべての日本人が結婚したら夫婦で同じ氏を名乗るべきだという価値觀に立たれるのであるならば、国際結婚をして夫婦別姓になっている夫婦に対しては、この国際私法の四十二条を適用して、日本の公序良俗違反だから同じ氏を名乗れという主張をしないと、論理矛盾であります。国際結婚の場合だったら夫婦別でもいいんだつたら、本人がどうしても別の氏にしたいという人について例外を認めてもら公序に反することはないとロジカルな話であつて、もともと選択的夫婦別姓反対論は論理性がないと僕は思つておりますが、この一点でも明らかに論理性がないということを申し上げておきたい。感情論にすぎないということを申し上げておきたい。

ちなみに、私個人は夫婦別姓にしたいと思っていませんし、現に別姓ではありませんし、そもそも別姓の制度が通つても別姓にしようとは全く思つていらない、そのことを念のために申し上げておきたいというふうにつけ加えておきます。

次に、これはかなり確認的な話になるかというふうに思います。十八条の話をさせていただきたいと思います。

これは、きょうの午前中の質疑とかきのうも若干議論になつてゐるかというふうに思いますが、まず、この十八条、製造物責任の特例の規定で、引き渡しがなされた地が連結点になるということではあります。たゞ、例え航空機の瑕疵があつた場合、これは何度か言われてゐると思いますが、航空機に瑕疵があつて事故が生じてしまつて、被害が生じたと。飛行機の製造者の所在地あるいは被害者の所在地、国籍や常居所地等関係なく、一般的には、引き渡し地というのは航空会社の会社のある地ということになるんでしょう。

こういうことになるのは違和感があるという指摘を受けております。そうではないんだということもわかつておりますが、そこをきちつと御説明

○三ツ林大臣政務官 お答
いただきたいと思います。

本法律案第十八条は、生産物責任について、不法行為に関する原則的な準拠法である結果発生地法によるときは、生産物の性質上、結果発生地が過度に広がってしまい、生産業者等にとっても被害者にとっても思いがけない地の法が準拠法となる可能性があるため、双方にとりまして中立的かつ密接に関係する市場地法による旨の規律を採用したものです。そして、その具体化に当たりましては、被害者の保護の観点から、被害者が生産物の引き渡しを受けた地の法によることとしたものです。

十条の例外規定が適用されて、米国法が準拠法となると解される可能性が高いものと考えられます。

○枝野委員　念のためお尋ねをしたいんですが、十八条の表題「生産物責任の特例」と書いてあって、今の御答弁で、例えば航空機の瑕疵で事故、被害に遭われた場合には、被害者は十七条、不法行為の原則でいきますというお答えだったんですが、日本では製造物責任法という法律があります。各国とも、その生産者に対し無過失あるいは過失の程度を低い水準で責任を認めるという法制度は、日本に限らず、むしろ日本以外のところの先進国では結構たくさんあります。

ちなみに、私個人は夫婦別姓にしたいと思つていませんし、現に別姓ではありませんし、そもそも別姓の制度が通つても別姓にしようとは全く思つていらない、そのことを念のために申し上げておきたいというふうにつけ加えておきます。

なわち、バイスタンダーには、生産物の購入者の家族からたまたま生産物の近くにいた者まで、さまざまなケースが考えられますので、バイスタンダーが被害者となる場合には、一律に市場地法を準拠法とすることは妥当ではなく、具体的な事案

次に、これはかなり確認的な話になるかというふうに思いますが、十八条の話をさせていただきたいと思います。

に即した関連規定の解釈適用にゆだねるのが適切であると考えたものです。先生のお話しになりました飛行機に関してです

合、これは何度も言われていると思いますが、航空機に瑕疵があつて事故が生じてしまつて、被害者が生じたと。飛行機の製造者の所在地あるいは被害者の所在地、国籍や常居所地等関係なく、一般的には、引き渡し地というものは航空会社の会社のある地ということになるんでしょう。

こういうことになるのは違和感があるという指摘を受けております。そうではないんだということもわかつておりますが、そこをきちつと御説明

請求について本条の適用はありません。
そこで、本法律案第十七条により、不法行為の原則的な準拠法である結果発生地法によることが考えられます。結果発生地法が事故の発生という偶然の事情により決まること、また御指摘の事例においては、航空機製造業者が米国の会社で、被害者も米国に居住する米国人であり、加害者と被害者が不法行為の当時に同一常居所を有しているケースと同視することができることから、第二

〇枝野委員 念のためお尋ねをしたいんですが、十八条の表題「生産物責任の特例」と書いてあって、今の御答弁で、例えば航空機の瑕疵で事故、被害に遭われた場合には、被害者は十七条、不法行為の原則でいきますというお答えだったんですねが、日本では製造物責任法という法律があります。各國とも、その生産者に対し無過失あるいは過失の程度を低い水準で責任を認めるという制度は、日本に限らず、むしろ日本以外のところの先進国では結構たくさんあります。

日本の場合、それを製造物責任法と呼んでおりますが、十七条に言う「不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力」というのは、今の日本における法律の名前にかかわらず、引き渡しを受けた者でない者が損害賠償を請求する、例えばその根拠になっている法律が製造物責任法であつても十七条が適用になる、十八条ではない、こういう理解でよろしいんですね。

○三ツ林大臣政務官 先生のおっしゃるとおりでございます。

〇枝野委員 それでも、これは通告しておりませんので御答弁は結構なんですが、なかなか悩ましいことは出てくるんだろうと。

今政務官がお答えをいただいたように、アメリカの飛行機メーカーがつくつて、被害に遭つたのがアメリカ人であれば、アメリカ法を適用しますしあうね、これはわかりやすいんですけども、例えば、飛行機を製造したのがアメリカでした、日本の航空会社が引き渡しを受けて、それに乗つている例えば中国人の方が被害に遭つたとしますようといったときに、さあどこの法を適用したらしいのかというのは、なかなか難しい話だらうと思います。十七条とそれから二十条とを駆使して解釈をしても、非常に悩ましい話ではないかと思ひます。

今回の改正はこれでいいんだと思いますが、今

あたりのウォッチと今後の検討をしっかりとやつていただきたい。その前向きのお答えを、大臣、いただけますでしょうか。

○杉浦国務大臣 当然、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○枝野委員 最後にになりますが、確認的なお話をす。

すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、「」ということで、十二条においては労働者、十三条においては消費者が、ある法の適用の意思表示をしたときにはそれが適用されるという規定がございます。

後、判例、学説の蓄積なども含めて、ここは法務省としてしつかりウォッチをしていて、こうして国際性を持つた、一般的に、先ほど参考の方に、外國で電気ひげそりを買って事故を起こしたが、この程度の話はいいと思うんですが、まさに、航空機であるとか、世界をまたにかけて国境なく移動する、そして利用する製造物についての民事的な責任のあり方というのは、もしかすると、従来の国際私法の概念を超えて、国際的な協調とかいうことに踏み込んで、行政的にといいますか、国際航空何とか規約とか規定とかで一部ありますけれども、そことの整合性も含めてやっていかなければならぬんじゃないのか。

そこは、多分、法務省の中にも日常的に国際私法をウォッチして所管されている担当の方というのはなかなかいらっしゃらないんだろうと思うんです。ですが、重要な話だと思いますので、ぜひ、そのあたりのウォッチと今後の検討をしつかりやつていただきたい。その前向きのお答えを、大臣、いただけますでしょうか。

○杉浦国務大臣 当然、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○枝野委員 最後にになりますが、確認的なお話をす。

十一條の消費者契約の特例について、強行規定については、消費者の常居所地法の強行規定を適用できる、その意思を事業者に対し表示したときはそれを適用できるという規定がございます。それから、十二條についても、「労働者が」「最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは」、ということで、十二條においては労働者、十一條においては消費者が、ある法の適用の意思表示をしたときにはそれが適用されるという規定がございます。

念のためなんでございますけれども、この意思表示の時期というのは、例えば、消費者契約であれば消費者契約の時点において意思表示が必要なのか、労働契約であれば労働契約の時点において

その意思表示が必要なのか。それとも、これは国際私法が裁判になつたときの法の適用の話ですか
ら、裁判になつたときにその適用を求める意思表示をすれば足りるのか。できれば理由も含めて、説明も含めてお答えをいただければと思います。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

消費者または労働者が、その常居所地法に、または労働契約の最密接関係地法中の特定の強行規定による保護を求める場合には、これを適用すべき旨の意思を事業者または使用者に対して表示することが必要ですが、その意思の表示は、実体法上の意思表示ですから、訴訟においてはもとより、訴訟外において行うこともできます。

また、本法律案においては、その意思の表示に時期的な制約はありませんから、消費者または労働者は、契約締結後、いつでもそのような意思表示を行うことができ、その契約についての紛争が訴訟となつてからでも可能あります。

○枝野委員 今の御答弁でそういうことなんだろうというふうに思いますし、ただ、これは私が頭が悪いのかもしれません、一応国際私法を、二十年前とはいえ、それなりに勉強したつもりなんですが、この条文、ざつと最初に読んだときに、あれ、これは裁判のときでもいいんだよね、どうだけ、この書き方だと行為のときに言わないといけないのかなど、正直言つて、一瞬戸惑いました。

どう書いたらわかりやすくなるのかということについて知恵があるわけではありませんし、法律家の視点でもう一回慎重に読めば今のような解釈になるというのももちろんわかるんですけれども、せっかく今回の改正によって現代化をしてわかりやすくしたということでありますので、実は、ほかの規定をいろいろ見ても、法律は、一般にわかりにくい、法律家以外が読んでもわからぬいという側面はあります。公職選挙法とか税法によるブラッシュアップが必要なこと、まだたくさんのあるんだろうというふうに思いますので、ぜひ直接結びつく法律でありますながら、事柄の性質上、

非常に回りくどく、わかりにくくということになつていて。

あるいは、そもそも、最初にお尋ねをした、

本法というは何なのかとか、きょうもちょつと連絡点とかいろいろな言葉を使って聞いてしまつたが、ある意味、ちょっと勉強すれば当た

り前のことが実は定義されていないくてこの法律が

できてしまつていてということなので、専門家用の法律だと割り切つてしまえばこれでいいのかもしれない。

ですから、多分、法律というのはそれではいけないんだろうということを考えると、これもまたもうちょっと今後、例えば法律の表題のこと

を一番最初にお尋ねましたが、そこも含めて、専門家以外の一般の国民の皆さんを見ても、ある

いは中身を読んでもそれなりに理解できるとい

う方向にさらなる努力は必要なのではないか。□語化でき、現代仮名遣い化できて、これでわかり

ただければというお願いを最後に申し上げて、少

やすくなりました、おしまいですと、いうわけには

いかないということで、すぐにどうこうしろとい

う話ではありませんが、そうした視点を持つてい

ただければというお願いを最後に申し上げて、少

やすくなりました、おしまいですと、いうわけには

法務省としてもそのあたりのウォッチと経験、ノウハウの蓄積ということをしつかりやつていただきことををお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○石原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石原委員長 これより討論に入る所以あります

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、法の適用に関する通則法案について採決いたします。

○石原委員長 これより討論に入る所以あります

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○石原委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石原委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、松島みどり君外四名から、自由民主党、民主黨・無所属クラブ、公明党、社会民主

党・市民連合及び国民新党・日本・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○石原委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。高山智司君。

○高山委員 民主党の高山です。

ただいま議題となりました附帯決議案につい

て、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

○高山委員 時間になりましたので終わります

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石原委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○石原委員長 起立總員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○石原委員長 この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求めておりますので、これを許します。杉浦法務大臣。

○杉浦國務大臣 ただいま可決されました法の適用に関する通則法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

特に、不法行為の準拠法に関する規律につい

○石原委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石原委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

本委員会において審査中の内閣提出、信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案に對し、財務金融委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、連合審査会において、政府参考人及び参考人から説明または意見を聴取する必要が生じました場合には、出席を求める説明等を聴取することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、お諮りいたします。

連合審査会において、最高裁判所から出席説明の要求がありました場合には、これを承認することとし、その取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、委員長間で協議の上、公報をもつてお知らせいたしますので、御了承願います。

午後二時一分散会

(
平成十八年六月二十七日印刷

平成十八年六月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E